

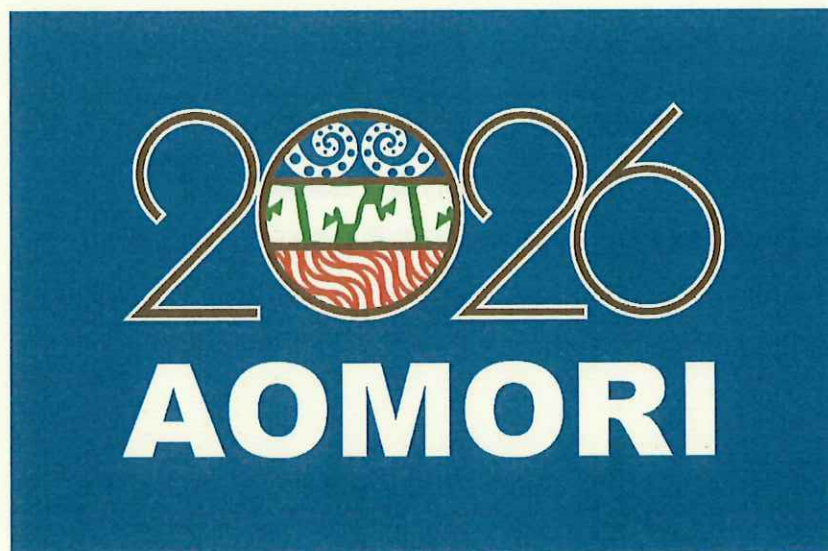


青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ
実行委員会

第6回常任委員会

書面開催資料

書面開催日：令和7年11月28日



青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会
第 6 回 常 任 委 員 会 資 料 目 次

○書面開催項目	P. 1
○報告事項 1 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ準備経過	P. 2
○報告事項 2 各専門委員会の審議結果	P. 3
○報告事項 3 青の煌めきあおもり国スポ特別招待者の範囲について	P. 5
○報告事項 4 青の煌めきあおもり国スポ総監督会議及び主催者連絡会議の開催について	P. 6
○報告事項 5 青の煌めきあおもり国スポ馬術競技会会期の変更	P. 7
○第 1 号議案 青の煌めきあおもり国スポ入場料金について (案)	P. 8
<参考>	
青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会会則	P. 10
青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会組織構成図	P. 15
青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会常任委員会名簿	P. 16

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会
第 6 回 常 任 委 員 会 項 目

1 報 告

- 報告事項 1 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ準備経過
- 報告事項 2 各専門委員会の審議結果
- 報告事項 3 青の煌めきあおもり国スポ特別招待者の範囲について
- 報告事項 4 青の煌めきあおもり国スポ総監督会議及び主催者連絡会議の開催について
- 報告事項 5 青の煌めきあおもり国スポ馬術競技会会期の変更

2 議 事

- 第 1 号議案 青の煌めきあおもり国スポ入場料金について（案）

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ準備経過

第5回常任委員会（令和7年7月29日）開催以降の準備経過は以下のとおりである。

年 月 日	内 容
令和7年 9月16日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第9回式典専門委員会を開催
10月29日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第6回水泳（飛込）競技運営専門委員会を開催（書面開催）
11月 4日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第19回総務企画専門委員会を開催
11月 7日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第6回馬術競技運営専門委員会を開催
11月10日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第17回競技運営専門委員会を開催

※これまでの準備経過につきましては、青の煌めきあおもり国スポ・障スポホームページに掲載しておりますので、御覧ください。



各専門委員会の審議結果

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会会則第13条第2項の規定に基づき、各専門委員会の審議結果について下記のとおり報告する。

○式典専門委員会

[第9回]

開催日時：令和7年9月16日（火）

審議事項：①式典演出について（案）

②式典音楽隊の出演団体について（案）

審議結果：原案のとおり決定した。

○水泳（飛込）専門委員会

[第6回]（書面開催）

開催日時：令和7年10月29日（水）

審議事項：なし（報告事項のみ）

○総務企画専門委員会

[第19回]

開催日時：令和7年11月4日（火）

審議事項：①青の煌めきあおもり国スポ入場料金について（案）

②青の煌めきあおもり国スポ特別招待者の範囲について（案）

③青の煌めきあおもり国スポ総監督会議及び主催者連絡会議の開催について（案）

審議結果：原案のとおり決定した。

○馬術競技運営専門委員会

[第6回]

開催日時：令和7年11月7日（金）

審議事項：①青の煌めきあおもり国スポ馬術競技リハーサル大会実施要項（案）

②青の煌めきあおもり国スポ馬事衛生対策マニュアル（改訂案）

審議結果：原案のとおり決定した。

○競技運営専門委員会

[第17回]

開催日時：令和7年11月10日（月）

審議事項：①第80回国民スポーツ大会中央競技役員数及び同所要経費基準（案）

②青の煌めきあおもり国スポ競技別リハーサル大会（スポーツクライミング）（案）

審議結果：原案のとおり決定した。

※各専門委員会の詳細につきましては、青の煌めきあおもり国スポ・障スポホームページに掲載しておりますので、御覧ください。



第6回常任委員会 報告事項3

青の爐めきあおもり国スポ 特別招待者の範囲について

区分		小分類
開催協力団体等関係者	特別協力者	国スポ開催に特に協力をいただいた団体等関係者
	スポーツ団体	県中学校体育連盟会長
		県高等学校体育連盟会長
		県女子体育連盟会長
		県スポーツ推進委員協議会会長
		各市町村体育・スポーツ協会等会長
		各実施競技団体代表
	学校関係	(一社)県保育連合会会長
		県私立保育協会会長
		日本保育協会青森県支部支部長
		県国公立幼稚園・こども園会長
		(一社)県私立幼稚園連合会会長
		県小学校長会会長
		県中学校長会会長
		県高等学校長協会会長
		県特別支援学校校長会会長
		県特別支援学級・通級指導教室設置学校長協議会会長
		県私立中学高等学校長協会会長
		県専修学校各種学校連合会会長
		各大学・短期大学長
		県私立幼稚園PTA連合会会長
		県PTA連合会会長
		県高等学校PTA連合会会長
		県特別支援学校PTA連合会会長
		県私立高等学校保護者会連合会会長
		式典協力学校長
		県高等学校文化連盟会長
	県実行委員会	実行委員会委員
		各専門委員会等委員長及び委員
		各部会部会長及び委員
	市町村	各市町村長
		各市町村議会議長
		各市町村教育長
		各会場市町村実行委員会事務局長
	報道機関	報道関係者
その他関係者	日本オリンピック委員会	顧問、会長、副会長、理事、監事
	各都道府県	知事、議会議長、教育長 開催決定県・内定県国スポ局長、実行委員会事務局長 前回開催県スポーツ部局局長
	県関係	各種行政委員会委員長
		県スポーツ推進審議会委員
	県政功労者	県政に功績があった者

※上記から大会役員及び競技会役員を除くものとする。

【参考】国民スポーツ大会開催基準要項（令和7年6月3日第63次改定）より抜粋

25 開催県実行委員会及び会場市町村実行委員会

(1)～(4) 略

(5) 開催県実行委員会は、下記の事項については日本スポーツ協会と調整の上、報告をしなければならない。

①～④略

⑤招待者の範囲

青の煌めきあおもり国スポ総監督会議及び主催者連絡会議の開催について

青の煌めきあおもり国スポの開催にあたって、円滑な運営を図るために下記の会議を開催する。

1. 青の煌めきあおもり国スポ 総監督会議

(1) 内容

各都道府県選手団の監督等に国スポ総合開会式・総合閉会式参加にあたっての留意事項に関する説明を行う。

(2) 開催概要

- ① 日時：令和8年10月9日（金） 16時～
- ② 場所：青森県庁舎内 会議室
- ③ 出席対象者：（説明者）公益財団法人日本スポーツ協会、青森県
（各都道府県）選手団監督 等
※各都道府県はWEB参加
- ④ 今後のスケジュール：令和8年度国民スポーツ大会委員会にて報告予定

2. 青の煌めきあおもり国スポ 主催者連絡会議

(1) 内容

主催者（公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、青森県）が、主に国スポ総合開会式・総合閉会式の実施態度に関する協議を行う。

(2) 開催概要

- ① 開催方法：対面もしくは電話、WEB開催
- ② 日時：令和8年10月9日（金）・19日（月） 17時30分～
- ③ 場所：青森県庁舎内 会議室
- ④ 出席対象者：公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、青森県
- ⑤ 今後のスケジュール：令和8年度国民スポーツ大会委員会にて報告予定

【参考】国民スポーツ大会開催基準要項（令和7年6月3日第63次改定）より抜粋

2.5 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会

(1)～(4) 略

(5) 開催県実行委員会は、下記の事項については日本スポーツ協会と調整の上、報告をしなければならない。

①～⑥略

⑦大会の諸会議日程

⑧略

青の煌めきあおもり国スポ馬術競技会会期の変更

市町村名	競技名	開催予定会期	
		変更前	令和8年10月14日（水）～10月18日（日）
山梨県 北杜市	馬術	変更後	令和8年10月15日（木）～10月18日（日）

【変更理由】

成年男子・成年女子の実施種目及び選手数を均等化し、公平性と多様性を向上させる見直しを行った結果、会期を1日短縮させることが可能となった。

青の煌めきあおもり国スポ 入場料金について(案)

対象競技	席種	一般	高校生以下	車いす使用者
高等学校野球 (硬式)	内野席 (指定席)	700円	350円	350円 ※介助者1名無料
	外野席 (自由席)		無料	

今後のスケジュール

令和7年12月 国民スポーツ大会委員会【協議】

【参考】国民スポーツ大会開催基準要項(日本スポーツ協会)抜粋

34 入場券、入場料

- (1) 入場券は、主催者が発行する。
- (2) 入場料金額は、開催県実行委員会が日本スポーツ協会と協議して決める。
- (3) 入場料は、開催県実行委員会が徴収し、大会運営の経費及びスポーツの推進に必要な経費に充当する。
- (4) 公開競技における入場券、入場料については、当該中央競技団体が日本スポーツ協会と協議の上、発行、徴収することができる。



青煌弘実委第183号

令和7年9月26日

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会

会 長 宮下 宗一郎 様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ

弘 前 市 実 行 委 員 会

会 長 櫻 田 様



青の煌めきあおもり国スポ高等学校野球（硬式）競技会における
入場料金（案）について（依頼）

日頃より青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会の運営に、格別のご理解
とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、青の煌めきあおもり国スポ高等学校野球（硬式）競技会について、公益財団法人
日本高等学校野球連盟及び青森県高等学校野球連盟との協議を踏まえ、入場料金（案）を
下記のとおり作成しましたので報告いたします。併せて、国民スポーツ大会委員会におい
てご審議いただきますようお願い申し上げます。

記

1 入場料金(案)

席種	般	高校生以下	車いす使用者
内野席 (指定席)	700円	350円	350円 ※介助者1名無料
外野席 (自由席)		無料	

2 入場料金の帰属

当実行委員会の収入とし、青の煌めきあおもり国スポ運営経費に充当する。

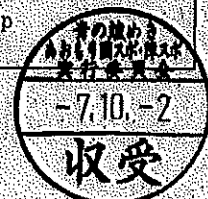
以上

【問合せ先】

〒036-8551 青森県弘前市大字上白銀町1-1

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会事務局 担当：渡邊(洋)/三浦
(弘前市健康こども部スポーツ局国スポ・障スポ推進課)

電話：0172-55-9843 FAX：0172-26-8146 MAIL：2026kokuspo2@city.hirosaki.lg.jp



青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第80回国民スポーツ大会及び第25回全国障害者スポーツ大会（以下「国スポ・障スポ」という。）を青森県において開催するために必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 国スポ・障スポ開催に必要な方針及び計画の策定に関すること。
- (2) 国スポ・障スポにおける実施競技及び会場地市町村に関すること。
- (3) 国スポ・障スポ開催に必要な施設・設備の整備計画に関すること。
- (4) 国スポ・障スポ開催及び準備に係る経費に関すること。
- (5) 冬季大会との連携に関すること。
- (6) 関係行政機関及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (7) その他国スポ・障スポを開催するために必要な事業に関すること。

第2章 組織

(構成)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 県及び市町村を代表する者
- (2) 県及び市町村の議会を代表する者
- (3) 関係競技団体その他関係機関・団体を代表する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか国スポ・障スポ開催の事業に関係ある者

3 会長及び委員は、無報酬とする。

(役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 8名以内
- (3) 常任委員 60名以内
- (4) 監 事 3名以内

(役員を選任)

第6条 実行委員会の会長は、青森県知事をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

4 副会長、常任委員及び監事は、無報酬とする。

(役員の職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

6 顧問及び参与は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 国スポ・障スポの開催に必要な方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
- (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。
(常任委員会)
- 第12条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。
- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議・決定し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託事項及び委任事項に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまがない緊急な事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会において準用する。
- 9 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。
(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱する専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査・審議し、その結果を常任委員会に報告する。
- 3 前2項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、

その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務及び会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の財務及び会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

(委任)

第19条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第20条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附 則

1 この会則は、平成28年8月31日から施行する。

2 準備委員会の平成28年度における会計年度は、第18条第1項の規定にかかわらず、前項に定める日から、平成29年3月31日までとする。

附 則 (平成30年7月10日一部改正)

この会則は、平成30年8月30日から施行する。

附 則 (令和5年8月31日一部改正)

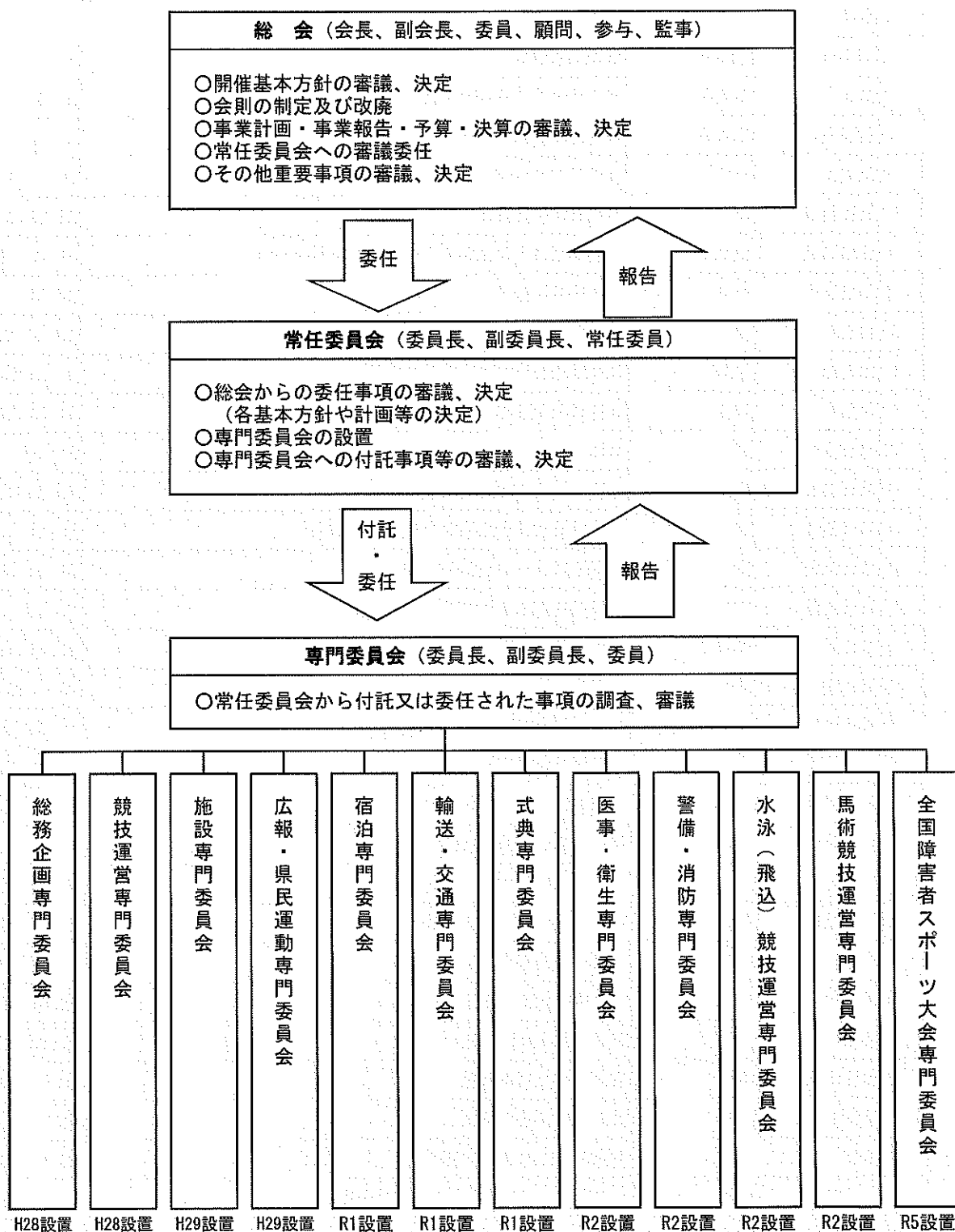
1 この会則は、令和5年8月31日から施行する。

2 この会則施行の際、現に第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会の役員、委員、顧問、参与又は専門委員である者は、それぞれ実行委員会の役員、委員、顧問、参与、

又は専門委員に委嘱されたものとみなす。

- 3 この会則施行の際、現に制定されている第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会の方針、計画及び関係規程等中「第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会」とあるのは「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会」、「第80回国民スポーツ大会」とあるのは「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ」と読み替える。
- 4 この会則施行の際、現に制定されている第25回全国障害者スポーツ大会青森県準備委員会の方針、計画及び関係規程等中「第25回全国障害者スポーツ大会青森県準備委員会」とあるのは「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会」と読み替える。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会 組織構成図



(参考資料3) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会 常任委員会名簿

NO	常任委員会 役職	委員会役職	機関・団体名及び役職	氏名
1	委員長	会長	青森県知事	宮 下 宗一郎
2	副委員長	副会長	青森県議会議長	工 藤 慎 康
3	副委員長	副会長	青森県副知事	小 谷 知 也
3	副委員長	副会長	青森県副知事	奥 田 忠 雄
4	副委員長	副会長	青森県教育委員会教育長	風 張 知 子
5	副委員長	副会長	公益財団法人青森県スポーツ協会会長	小 谷 知 也
6	副委員長	副会長	青森県市長会会長	西 秀 記
7	副委員長	副会長	青森県町村会会長	濱 舘 豊 光
8	副委員長	副会長	一般財団法人青森県身体障害者福祉協会会長	東 山 国 男
9	常任委員	委員	青森県議会副議長	齊 藤 爾
10	常任委員	委員	青森県議会総務政策こども委員会委員長	清 水 悦 郎
11	常任委員	委員	青森県議会環境厚生委員会委員長	谷 川 政 人
12	常任委員	委員	青森県議会農林水産委員会委員長	和 田 寛 司
13	常任委員	委員	青森県議会経済交通観光委員会委員長	菊 池 勲
14	常任委員	委員	青森県議会文教公安委員会委員長	成 田 陽 光
15	常任委員	委員	青森県議会建設危機管理委員会委員長	櫛 引 ユキ子
16	常任委員	委員	青森県スポーツ推進議員連盟会長	清 水 悦 郎
17	常任委員	委員	青森県病院事業管理者	大 山 力
18	常任委員	委員	青森県警察本部長	安 田 貴 司
19	常任委員	委員	青森県総務部長	澤 純 市
20	常任委員	委員	青森県財務部長	千 葉 雄 文
21	常任委員	委員	青森県総合政策部長	後 村 文 子
22	常任委員	委員	青森県こども家庭部長	若 松 伸 一
23	常任委員	委員	青森県交通・地域社会部長	舩 木 久 義
24	常任委員	委員	青森県環境エネルギー部長	豊 島 信 幸
25	常任委員	委員	青森県健康医療福祉部長	守 川 義 信
26	常任委員	委員	青森県経済産業部長	上 沢 謙 一
27	常任委員	委員	青森県観光交流推進部長	齋 藤 直 樹
28	常任委員	委員	青森県農林水産部長	成 田 澄 人
29	常任委員	委員	青森県県土整備部長	新 屋 孝 文
30	常任委員	委員	青森県危機管理局長	築 田 潮
31	常任委員	委員	青森県国スポ・障スポ局長	出 崎 和 夫
32	常任委員	委員	公益財団法人青森県スポーツ協会副会長	大 沢 陽 子
33	常任委員	委員	公益財団法人青森県スポーツ協会副会長	山 本 恒 太
34	常任委員	委員	公益財団法人青森県スポーツ協会副会長	森内 之保留
35	常任委員	委員	公益財団法人青森県スポーツ協会副会長	津 田 英 一
36	常任委員	委員	公益財団法人青森県スポーツ協会副会長	米 内 正 明

(参考資料3) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会 常任委員会名簿

NO	常任委員会 役職	委員会役職	機関・団体名及び役職	氏名
37	常任委員	委員	公益財団法人青森県スポーツ協会副会長	小山内 修
38	常任委員	委員	公益財団法人青森県スポーツ協会副会長	花田 慎
39	常任委員	委員	公益財団法人青森県スポーツ協会副会長	橋場 保人
40	常任委員	委員	青森県スポーツ推進審議会会長	花田 慎
41	常任委員	委員	青森県スポーツ推進委員協議会会長	目澤 伸一
42	常任委員	委員	特定非営利活動法人青森県スポーツ・レクリエーション連盟会長	山口 龍城
43	常任委員	委員	特定非営利活動法人青森県障害者スポーツ協会理事長	高杉 勝彦
44	常任委員	委員	青森県市議会議長会会長	藤川 優里
45	常任委員	委員	青森県町村議会議長会会長	鈴木 進
46	常任委員	委員	青森県市町村教育委員会連絡協議会会長	工藤 裕司
47	常任委員	委員	青森県中学校体育連盟会長	太田 尚人
48	常任委員	委員	青森県高等学校体育連盟会長	岡 一仁
49	常任委員	委員	青森県小学校長会会長	宮野 孝晶
50	常任委員	委員	青森県中学校長会会長	山田 大介
51	常任委員	委員	青森県高等学校長協会会長	高橋 英樹
52	常任委員	委員	青森県私立中学高等学校長協会会長	里村 智彦
53	常任委員	委員	青森県特別支援学校校長会会長	佐藤 忠全
54	常任委員	委員	青森県商工会議所連合会会長	倉橋 純造
55	常任委員	委員	青森県商工会連合会会長	一戸 善正
56	常任委員	委員	青森県中小企業団体中央会会長	櫛引 利貞
57	常任委員	委員	一般社団法人青森県経営者協会会長	七尾 嘉信
58	常任委員	委員	青森経済同友会代表幹事	佐藤 健一
59	常任委員	委員	公益社団法人日本青年会議所東北地区青森ブロック協議会会長	加澤 和樹
60	常任委員	委員	公益社団法人青森県バス協会会長	工藤 智久
61	常任委員	委員	公益社団法人青森県観光国際交流機構理事長	三上千 春
62	常任委員	委員	公益社団法人青森県医師会会長	高木 伸也
63	常任委員	委員	社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長	高杉 金之助
64	常任委員	委員	一般社団法人青森県手をつなぐ育成会理事長	小関 幸一
65	常任委員	委員	青森県地域婦人団体連合会会長	外崎 れい子

